

令和6年度 MICE 受入体制強化等事業
「沖縄 MICE プランナーズガイド 2024」および付属マップ印刷・製本業務
仕様書

1. 事業・業務名

令和6年度 MICE 受入体制強化等事業

「沖縄 MICE プランナーズガイド 2024」および付属マップ印刷・製本印刷業務

2. 本業務の目的

国内外での更なる沖縄 MICE のイメージを発信・定着させ、リピーターの再訪や新規市場開拓を図るため、沖縄での国際会議や企業旅行、報奨旅行等（以下「MICE」とする）の開催に必要な会議施設やホテル、パーティー会場、レクリエーション等の詳細情報を案内し、MICE 開催主催者の要望にかなう幅広い選択肢を提供することを目的とした「沖縄 MICE プランナーズガイド 2024」の印刷版を製作する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4. 委託内容

「沖縄 MICE プランナーズガイド 2024」および付属マップの印刷・製本

（1）データ：データは OCVB より提供する。印刷用データは ai (CS6) 形式で、DVD による貸出しが可能。貸出後、期限を定めて返却すること。

（参考用）Web 用の PDF については以下 URL からダウンロード可。

※付属マップデータは Web 掲載がないため、別途メールによる PDF 提供可。

https://mice.okinawastory.jp/root/digitalbook/MICE_PlannersGuide2024/mice_plannersguide2024.pdf

（2）元データの修正（記載情報のアップデートなど）はないが、提供データに基づいて適切に印刷がなされているか（文字のつぶれ、過剰な余白などが無いか）確認を行うこと。

（3）裏表紙に印刷年（2024 年）および G P マークを記載・表示すること。

5. 仕様

（1）沖縄 MICE プランナーズガイド 2024 本体

①数量：700 部

②サイズ：A5 判変形横 210mm×154mm（表 1, 2, 3, 4）

A5 判変形横 210mm×152mm（インデックスタブ該当ページのみ 10 枚 20 頁）

A5 判横 210mm×148mm（上記以外の頁）

③総頁数：224 頁

④印刷：フルカラー

⑤紙質：サンカードプラス 360k（表1, 2, 3, 4）

NT ラシヤ 130k（インデックスタブ該当ページのみ 10 枚 20 頁）

MTA+FS 76.5k（上記以外の頁）

⑥その他：インデックスタブ付、表3に（2）付属マップ格納用のポケット付

（2）付属マップ

①数量：（1）①と同数

②規格：A2 判両面

③印刷：フルカラー

④紙質：ユボ FGS 110k

⑤その他：A6 サイズまで MAP 折加工し、（1）の表3へ格納すること。

（3）共通事項

- ・環境に配慮した印刷の総合認定制度「グリーンプリンティング認定制度」認定工場において印刷・製本すること。

6. 納品について

- ・令和7年1月22日（水）までに成果物（沖縄 MICE プランナーズガイド 2024 および付属マップの素材データ及び冊子 700 部）を那覇市内指定倉庫に納品すること。
- ・冊子の納品が分割となる場合、初回納品は令和7年1月22日（水）で100部以上とし、最終納品を令和7年2月28日（金）とする。

7. 見積について

- ・納品場所への発送費、および在庫保管に伴う費用が発生する場合は見積に含めること。

8. 成果物等一覧

上記6. で規定する成果物は以下のとおりとする。

「表1」 成果物等一覧

項目	数量	内容
沖縄 MICE プランナーズガイド 2024 冊子	700 部	沖縄 MICE プランナーズガイド 2024
素材データ (DVD-ROM)	2 枚	本業務で作成したデータ Ai データ (Adobe 社 Illustrator 作成)、PDF データ、写真、 図版素材の電子データ (非圧縮) ファイル名が文字化けしないよう配慮すること。また、ai 形式 のファイルとのリンク切れを起こさないよう配慮すること。

9. 契約不適合責任

- (1) OCVB は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受託事業者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) この場合において、受託事業者は、OCVB に不相当な負担を課するものでないときは、OCVB が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) OCVB が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、OCVB は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受託事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④ このほか、OCVB がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

10. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

以 上